

いじめ重大事態に関する調査報告書
(公表版)

令和8年6月22日

飯能市教育委員会

1 はじめに

本報告書（公表版）は、令和6年度、飯能市立小学校の児童が学校でいじめを受けているとの訴えが児童の保護者から学校宛てになされ、飯能市教育委員会がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定されるいじめ重大事態（同条第1項第1号及び第2号に該当）に当たると判断した事案について、法第28条第1項の規定に基づき、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」（以下「ガイドライン」という。）に沿って実施された調査の結果の概要をまとめたものである。

なお、本調査における用語の定義については、ガイドラインに頻出の用語の定義に記載されているものとし、次のとおりとする。

- いじめ … 法2条第1項に規定する「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- 対象児童 … いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある児童をいう。
- 関係児童 … いじめを行った疑いのある児童その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童をいう。

2 事案の概要

対象児童は、4年間にわたり、計5人の同級生から仲間外れにされる、無視される、にらまれるといったいじめを受けたと訴えている。

このことによる不安感等から不登校が継続しており、また、強い不安感、フラッシュバック、不眠、自傷行為、腹痛の症状が認められ、不安障害、PTSDの診断を受けている。

3 調査組織と調査の経過

飯能市いじめ問題専門委員会条例第2条第2項に基づき、7人の委員（大学教授、弁護士等）により構成される飯能市いじめ問題専門委員会がアンケート調査、関係者（児童、保護者、学校職員）への聴き取り調査を実施し、全9回の会議を経て令和8年3月17日に「いじめ重大事態に関する調査報告書」をまとめた。

4 調査事項の内容

対象児童がいじめの内容として記載した内容に基づき、対象児童から聴き取った12項目を調査事項とした。

5 調査結果

(1) いじめの評価

12項目の調査事項のうち、9つの事項について、いじめと認定した。

対象児童の主観では、関係児童が次第に増えていくように感じられ、一つ一つの出来事が別々に影響したというよりは、長期間にわたる出来事全体が心身に次第に大きな影響を与えるようになったと理解すべきと考えられ、そうした理解に立った場合、いじめと長期の欠席や心身の症状との因果関係は認められると判断した。

(2) 学校・教育委員会の対応

ア アンケートへの対応

学校の各担任への聴き取りにおいては、どの担任も対象児童の保護者から連絡を受けるまでいじめに関する情報を把握していなかった。

しかし、それより前にいじめの早期発見を目的として児童に対して行われたアンケートに対し、対象児童は「なにか困ったこと、つらいと思うこと、心配なことはありますか」という設問に対し、「ない」という選択肢に斜線を引くという目立ちにくい形で、悩みがあることを記していた。このことについて、担任は特に問題であるとは考えず、話を聞くなどの対応はとらなかったとのことであり、また、担任が問題視しなかった場合は、児童がいじめのサインを発していても、学校職員間で共有されない状態であったことは問題点の一つとして指摘できる。

イ 事案発生の把握後の対応

対象児童の保護者から学校にいじめの訴えがあった当日、学校では関係児童への確認を行い、校長の指示により、同日中に担任が対象児童宅に架電し、いじめの事実を確認できなかったことを報告している。

当校のいじめ防止基本方針では、いじめ事案発生時は、「いじめ防止対策委員会」を24時間以内に緊急開催することが定められているが、本事案発生時に対策委員会は開催されず、管理職も含め、この規定が認知されていなかった様子がうかがえる。

本事案を学校が把握した時点では、本事案が重大事態に該当することが明白であったとは言い難い状況であったと思われるが、逆に重大事態ではないことが明らかであるとは判断できない状況でもあり、その場合、重大

事態である可能性を踏まえた対応が求められる。また、特に対象児童及びその保護者等への対応においては、いじめがなかったと学校等が判断したと受け取られることがないように慎重に対応する必要があるが、そうした点に十分留意した上で対応方針を検討した形跡は認められない。いじめ防止対策委員会が開催されず、十分な協議を経ずに拙速な対応を行ったことが、対象児童及びその保護者の不信感を増大させたことは、その後の経過から確認することができる。

上記のとおり、対応を協議する体制が構築されない中、比較的早い段階から学校の対応に関しては校長中心に行われるようになってきているが、このことは、一般的に窓口を一本化できる点や、トップがリーダーシップを発揮しやすいという点でメリットはあるものの、反面、トップの判断に対して周囲が意見することができにくくなり、様々な視点から適切な対応を検討することが難しくなる。いじめ防止対策委員会を開催するという規定は、様々な視点から対応を検討することをその目的にしていると考えられるが、この規定自体が学校職員間で広く認識されていなかったことに加え、こうした制度の趣旨が十分に理解されていたとは言い難い状況も認められる。

他方、このような校長中心の対応になった背景として、ある学年の担任が病休になった影響で教務主任が担任になり、教頭も授業を担当したり、不登校クラスに入ったり、職員室にほとんどいない状況であったとのことであり、教頭や教務主任がその本来の役割を果たせない状態にあったことが確認された。

対象児童の保護者からの訴えがあった直後から、学校と教育委員会が協働して対応に当たっている点は、学校の対応として適切であったと言えるが、飯能市教育委員会では、これまでいじめ重大事態に対応した経験がない。ガイドラインに記載されているように、飯能市教育委員会は、早期に埼玉県教育委員会等との連携体制を構築し、調査経験のある者等の指導・助言を受けることにより、より適切な対応をとることも可能であったと考えられる。

ウ 平時におけるいじめ防止対策

当该校が定めているいじめ防止方針においては、年間行事計画にいじめ防止に向けた校内研修を年1回実施することとなっているが、実際には生徒指導や教育相談の研修として実施されており、いじめ防止に特化した研修は実施されていなかった。

児童に対するいじめに関するアンケートについても、困っていることを記載してもらうという包括的な設問になっており、令和6年度におい

ては、いじめに特化して尋ねる項目はなかった。

これらのことから、研修についてもアンケートについても、いじめ防止と生徒指導等との境界が曖昧になっており、いじめ防止を明確に意識した取組として運用されていなかったと考えられる。また、いじめ防止対策が規定に沿って実施されているかというチェック機能も、教頭や教務主任が機能していないという影響もあり、十分に働いていなかった面が認められる。

6 再発防止に向けた提言

(1) 本事案への対処について

今回の調査においていじめに該当すると認定された出来事に関与した関係児童に対しては、学校は、対象児童が深刻な心理的苦痛を受けて長期間の不登校に陥っており、勉学にも遅れが生じていることなどをしっかりと受け止めさせる指導を行うことが望ましい。また、対象児童及びその保護者が関係児童からの謝罪を希望していることを踏まえ、学校は、関係児童に対して謝罪を提案するなどの対応を取ることが望まれる。

今回、重大事態として聴き取り調査等が行われたこともあり、関係児童の側も、対象児童と親しい関係を築くことは難しい面があると思われるが、対象児童との関係を拒絶する意向を示している関係児童はおらず、会った際には挨拶をするという、対象児童が関係児童に望む関係を築くことは可能であると考えられる。

今後の学校及び教育委員会の対応としては、対象児童の安全を学校及び教育委員会が担保し、今後、何か問題が生じた場合のサポート体制を整備した上で、上記の対応を行っていくことが、対象児童の登校再開に向けて必要であると考えられる。

そのためには、学校が具体的にどのような形で解決を図っていくかを検討し、対象児童側の了承を得ながら丁寧に準備を進めていくことが重要だと考えられる。また、学校における対応を検討していく際は、いじめ防止対策委員会において、慎重な検討を行う必要もある。

なお、この際、関係児童間の関係にも十分に注意を払い、関係児童間において新たないじめ事案が発生することを防止することも重要である。

(2) 学校に対する提言

今回の調査において認められた学校の対応に関する問題の改善点としては、児童に対するアンケートにいじめに特化した項目を設けたり、いじめに特化したアンケートを実施したりすることを検討する必要がある。保護者

に対しても、いじめを含む様々な問題の把握を行うだけでなく、いじめに関する相談窓口を明確化し、それを周知することが必要である。

特に、学校職員に対しては、いじめアンケートの目的や、気になる記載があった際の対応について、周知、徹底を図る必要がある。

いじめを把握した際の初期対応に関しては、学校のいじめ防止対策方針に基づき、早期に委員会を開催し、チームとして情報共有と方針の検討を行う体制を確実に構築できるよう、改善を図る必要がある。

また、学校のいじめ防止対策方針については、再度、学校内で周知を図るとともに、定期的にその内容を説明する機会を設けることも重要だと考えられる。加えて、学校のいじめ防止対策方針を実行可能かどうかという視点で見直すことも必要だと考えられる。具体的には、責任者を明示したり、現実にはそぐわない部分については、法令に反しない範囲でより現実的な対応に改めるなどの見直しを行うことが考えられる。

(3) 教育委員会に対する提言

各学校におけるいじめ防止対策が、学校で定めたとおりに実施されていないという問題は、学校の業務が過重になっている現状を踏まえると、当該学校だけの問題ではない可能性がある。教育委員会としては、学校現場の多忙さに配慮しながら、現実的かつ有効ないじめ防止対策を進めることができるよう、各学校に対する指導、支援を行う必要があると考えられる。

具体的には、各学校におけるいじめ防止指導、生徒指導、教育相談等に関する研修の実施状況を把握し、いじめ防止対策が確実に行われているかを点検する、いじめ防止対策のためのアンケート項目を把握し、その内容が十分なものであるかを確認するといった対応が考えられる。

いじめが発生した際、又はいじめを把握した際の初期対応に関しては、現実の場面では、当初から重大事態であることが明確ではない場合も少なくないと考えられる。前述のとおり、飯能市では今回の事案が初めての重大事態であったが、今回の対応の反省点等を踏まえ、学校における初期対応に関して、学校から教育委員会への報告、連携体制や、児童・生徒、保護者への対応における留意点などについて、マニュアル等を整備することが望まれる。こうしたマニュアル作成とともに、学校全体で初期段階から慎重かつ丁寧に対応を行うことができるよう、各学校の管理職だけではなく、現場の学校職員が、重大事態になる可能性を念頭において対応できるような体制を構築することが重要だと考えられる。

また、今回の事案においては、教育委員会における説明が正確でなかったことや説明が不足していたことが、対象児童の保護者の不信感を高める結

果につながった面が認められる。このことから、教育委員会においても対象児童・生徒、関係児童・生徒及びそれらの保護者に対する説明内容をあらかじめ整理しておくことが重要だと考えられる。

いじめの問題に限らず、学校現場が多忙であるほど、何か問題が生じた際には大事にはしたくないという気持ちが働きがちであり、このことが、問題を過小評価したり、対応を誤らせたりする要因になると考えられる。学校現場の負担を軽減できる部分については改善を図るとともに、多忙な状況の中でも、学校のいじめ防止対策方針が機能するように、教育委員会が、学校における必要な見直しの実施を支援することが望ましい。